

訪問看護重要事項説明書

[令和6年6月1日現在]

あなたに対する訪問看護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業所の特色等

(1)事業の目的	「医療法人社団 竹口病院」が設置する「竹口病院訪問看護ステーション」の職員及び業務管理に関する重要事項を定め、ステーションの円滑な運営を図り、指定訪問看護事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護の提供を目的とします。
(2)運営の方針	①訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めます。 ②事業の運営にあたって、介護保険法に基づき、ケアプランに沿った訪問看護を提供します。また、必要に応じて医療保険を利用し利用者や家族、主治医と相談し、適切に訪問看護を提供できるように努めます。 ③事業の運営にあたって、居宅介護支援事業所、関係区市町村及びその保健所や近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めます。 ④訪問看護の提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。身体拘束廃止の為の取り組みとして、従業者への周知、研修も実施しています。 ⑤事業計画及び財務内容の閲覧希望があれば提供致します。

(3)その他

事項	内容
訪問看護計画書の作成及び評価	担当看護師が利用者の身体的状況や病気等の問題を専門的立場から分析し、主治医の指示及び利用者のご要望を踏まえて、「訪問看護計画書」を作成し、利用者に説明の上交付します。この「訪問看護計画書」は、介護支援専門員が作成した「居宅介護計画書」の目標と一致しているか話し合い、サービスを実施し、目標の達成状況等を評価し、その結果を1月に1回月末に「訪問看護報告書」に記載して主治医、介護支援専門員に報告します。
従業員研修	施設内研修・施設外研修を年間研修計画に基づき実施しています。
特別な訪問看護	難病・認知症・医療機器管理が必要な疾患の看護・在宅ターミナルケア精神訪問看護・小児訪問看護も実施しています。